

ようやく秋らしい気候になったことに加え全国旅行支援も始まって、久しぶりに活気が戻ってきたように感じます。運動会や文化祭など子供たちの楽しそうな声を聞いているとこちらも元氣をもらえます。今月も張り切ってお伝えします。

《助成金申請について》

コロナ禍になって1番に申請が増えた助成金が「雇用調整助成金」です。以前からある助成金で、本来は休業の計画を事前に提出して申請するものですが、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大のため計画書がなくても申請でき、また遡っての申請も可能とする、まさに緊急対応型のものになりました。そのため膨大な数の申請がなされ、又入金も割とスムーズだったようです。しかし、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてくると出てくるのが不正受給のニュースです。支給決定されてから5年が経過すると時効が成立するため5年経過するまでの3~4年目頃に調査が入ることが多いようです。今回は多くの事業所が対象となるので、ある程度は絞り込みをしていると思われませんがその中でも下記のような事業所は調査対象になりやすいといわれています。

- ① 審査の際にすでに担当者が疑義を感じていた事業所
- ② 教育訓練分を加算している事業所
- ③ 雇用調整をしているにもかかわらず求人を出している事業所

うちの会社は不正受給とは関係ない！という事業所様がほとんどだと思います。しかし問題のない事業所へも調査が入ることはあります。証拠隠滅、口裏合わせ防止の観点から事前予告なしでの調査です。その時慌てないためにも提出した書類一式はすぐに提示できるように保管しておきましょう。

また雇用調整助成金に限らず、最近の申請においては今まで指摘のなかったことに対して改善を求められることがあります。例えば賃金台帳の時間外手当に関して、通常の残業と深夜残業、休日残業にきちんと分けて記載すること、また出勤簿やタイムカードにもそれらの時間を記載すること。当たり前と言ったら当たり前のことなのですが賃金台帳と出勤簿は必ず整合性チェックがあります。そして助成金は書式の変更、要件の変更もたびたびあります。必ず最新の情報での申請が大切です。また割り当てられる予算が決まっている助成金は予算がなくなってしまうと打ち切りになるので早めに申請することが必要です。

《マイナンバーカードについて》

マイナンバーカードが健康保険者証と利用できることを令和2年8月号で初めてお伝えし、その後のびのびになっていきましたがついには2024年度秋に健康保険証と一体化されることが決まりました。初めてお伝えした当初は医療機関でも使えないところがほとんどでしたが、最近受診した病院

